

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例

平成十八年三月三十日
条例第三十四号

改正 平成二六年一〇月二一日 条例第四八号

千葉県の食品等の安全・安心の確保に関する条例
食は、人の生命や健康の源となる。その確保は、県民が健康で幸
せな生活を送る上で、極めて重要な役割を担っている。食生活の
変化に伴い、食の多様化が進み、消費者の意識も高まっている。こ
れらにより、食の安全・安心の確保は、ますます重要視されている。
本条例は、食の安全・安心の確保に寄与する事業者の責任を明確に
し、関係者相互の連携を図り、県民の健康と生活の安定に寄与す
ることを目的とする。

(目的)
第一条 この条例は、食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び
と割を明らかにし、健康を保護し、及び国民の安心・安全の確保に寄与することを
目的とする。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

- 一 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、食品等の生産から消費に至る一連
の工程において、消費者の健康への悪影響を防止する観点から、科学的知見に基
づいて、食の安全・安心の確保に寄与する責任を有する。
- 二 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、消費者の健康への悪影響を防止す
る観点から、科学的知見に基づいて、食の安全・安心の確保に寄与する責任を有す
る。
- 三 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、消費者の健康への悪影響を防止す
る観点から、科学的知見に基づいて、食の安全・安心の確保に寄与する責任を有す
る。
- 四 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、消費者の健康への悪影響を防止す
る観点から、科学的知見に基づいて、食の安全・安心の確保に寄与する責任を有す
る。

(基本理念)
第三条 食品等の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要で
あることを認識し、県民の健康への悪影響を防止する観点から、科学的知見に基
づいて、食の安全・安心の確保に寄与する責任を有する。

第四条 県は、前条に規定する食品等の安全・安心の確保についての基本理念(以下「基本理念」
とする。)に基づき、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施
する責を有する。

第五条 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、基本理念に基づき、自らが行う食品等の安全・安心の確保について第
一 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、基本理念に基づき、自らが行う食品等の安全・安心の確保について第
二 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、基本理念に基づき、自らが行う食品等の安全・安心の確保について第
三 食品等の安全・安心の確保に寄与する事業者は、基本理念に基づき、自らが行う食品等の安全・安心の確保について第

(消費者の役割)
第六条 消費者は、基本理念に基づき、食品等の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め
るよう努めるものとする。

の他の社会経済情勢の変化を勘案し必要があると認めるときは、食品等の安全・安心の確保に関する施策に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例(昭和三十三年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県薬事審議会

千葉県の食品等の安全・安心の確保に関する条例(平成十八年千葉県条例第三十四号)第一条に規定する食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

千葉県食品等安全・安心協議会

別表第三中千葉県薬事審議会の項の次に次のように加える。

千葉県食品等安全・安心協議会	会長	一 学識経験を有する者	二十人以内	二年
	副会長	二 事業者を代表する者		
	委員	三 消費者を代表する者		

附 則(平成二十六年十月二十一日条例第四十八号)

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。